

練馬区議会議員(無所属)

# かとうき桜子

## 区政レポート



2015年10、11月号

(議会報告通号 Vol.90)

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102

電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158

HP <http://www.sakurako-nerima.com/>

メール sakurako\_happy\_society@yahoo.co.jp

メールマガジン発行中!

## 安全保障関連法案について



9月1日、練馬駅前で行われた、安保法案に反対する集まりにて

安全保障関連法案は、9月17日の参議院の委員会で議事録も残らないような混乱の中、「採決された」とみなされ、9月19日未明の本会議で成立しました。

安全保障関連法案では、「存立危機事態」への対処としての集団的自衛権が新たに位置づけられました。国が出している「平和安全法制の概要」という資料によれば、

「①我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」

という三要件のもと、武力行使が可能とされています。日本が直接攻撃されていなくても、「日本と密接な関係にある国」が攻撃されて、それによって日本人の生命などが危険であり、ほかに手段がない場合に集団的自衛権を行使するというものです。

しかし、日本が直接攻撃されていないのに日本の存立が危機的な状況になるといえることが、具体的にはどのような場合なのか明確ではありません。また、「密接な関係にある国」とはこの国なのかも明確ではありません。今が存立危機事態と判断する基準は何なのかも明らかではないため、時の首相が「今だ」と判断すればそれで行使し得るし、どういう基準で決定したかについても、秘密保護法の対象とされれば私たちに明らかにはされません。

「日本の存立危機事態である」と言いさえすれば、たとえばアメリカが他国で行っている戦争に、日本の自衛隊も駆り出されるといえることもあり得るのです。そうならば、実質的に日本は戦争に参加できる国に変わったといえるのではないのでしょうか。一見、日本の自衛隊の行使と見せながら、その実質は戦争への参加が可能なルール作りをしていったという、このわかりづらい法案がなぜ提出されたのか。それは、現行憲法では戦争に参加することが禁じられているため、直接的に戦争に参加できることを法律にすれば憲法違反となるからです。それで、「戦争」という言葉を「存立危機事態における武力行使」と言い換えているのです。だからこの法律は「戦争法」と呼ばれたり、「憲法違反」として憲法学者、歴代の内閣法制局長官、日本弁護士連合会など法律に携わる多くの専門家が反対をしています。

私も、8月に皆さんに安保法案に反対する趣旨の日本弁護士連合会の署名へのご協力を呼びかけ、集まった署名は提出いたしました。

法案の中身もさることながら、国会における成立過程もとても民主的とはいえないものでした。法律は成立してしまいましたが、あきらめることなく声をあげていきたいと思えます。

二〇一五年十月

かとうき 桜子

## 【再掲】11月28日(土)、区政報告会をおこないます

日時：11月28日(土)午後2時～4時

場所：勤労福祉会館

9～10月におこなわれた区議会第三回定例会の内容をご報告させていただきます。

第三回定例会は、2014年度決算の審査が中心です。区政にかかわる様々なテーマで議論した内容をご報告させていただきます。また、11月下旬から始まる第四回定例会の状況もご報告いたします。ぜひご参加ください。



## 宮城県気仙沼へのカンパ、引き続き募集しています。

市民ふくしフォーラム・東北応援プロジェクトでは、東日本大震災で津波の被害や地盤沈下の起きた宮城県気仙沼市にある仮設商店街・南町紫市場の応援をしています。

2011年12月の商店街開設時からカンパを続けており、2015年9月4日まで累計で125万4770円をお送りしました。

仮設商店街を建てる際にも、国や自治体からの支援だけでは不足する分は商店街独自の負担となり、一方で非営利団体ではない商店街が対象となる助成金が少なく、苦勞されたと伺っています。

(たとえば、仮設商店街の建物そのものは国の支援で建てられたのだが、建てる場所が整地された更地でなければ国からの建設の補助は出ないというルールがあった。しかし、更地にするための費用は国や自治体の支援対象になっていなかった。津波の被害にあった土地は建物が流されても土台だけは残っている場合が多く、それを取り除く工事をしなければ更地にはならない。商店街が独自に費用負担することになったが、それだけでも約150万円の費用がかかったという。)

仮設から本設へと移行する際にも、商店街独自の負担となる部分は当然予想されます。

そのため、私たちがお送りしているカンパは、日々の商店街運営に回すのではなく、本設の移行に備えて貯めてくださっているそうです。

7月に伺った時の話では、本設の建物の着工は今年の秋ごろ、完成するまでにはさらに1年ほどはかかるのではないかとのこと。仮設から本設に移行するまでは引き続きカンパを続けたいと考えております。ぜひご協力をお願いします!

[振り込み用紙による振り込み]

00130-2-496362 市民ふくしフォーラム (振込用紙の通信欄に「気仙沼募金」とお書きください。)

[銀行振り込み：ゆうちょ銀行からは手数料無料です]

ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0496362 シミンフクシフォーラム

(こちらからお振込の場合は、別途、ご連絡先をメールまたはFAXにてお知らせください。)

メール sakurako\_happy\_society@yahoo.co.jp FAX 03-3978-4158

## かとうき桜子プロフィール

- 1980年4月10日生まれ
- 慶応義塾大学文学部に在学中、ホームヘルパー2級の資格を取得
- 大学卒業後、夜間の上智社会福祉専門学校に入学、社会福祉士取得
- NPOで介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く幅広くかかわる必要性を感じ、2007年区議会議員選挙に初挑戦、当選
- 公立保育園の民営化問題に疑問を感じ、区議の活動のかたわら立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科にて研究。2010年修了
- 2012年、検診で子宮頸がんが見つかり治療。女性の健康へのとりくみの必要性についても政策提言
- 大泉学園町4丁目に猫2匹と夫と住んでいる



# 2014年度の練馬区の決算に対するかとうきぎ桜子の意見

練馬区議会第三回定例会では14日間、決算特別委員会が開かれました。委員会では毎日、款別(例えば保健福祉費、教育費などのようなテーマ別)の質疑、そして外郭団体に関連する質疑をおこないます。そして委員会の最終日に決算に対する賛否を採決し、それまでの質疑の内容をまとめて意見を述べ、「意見表明」をします。以下の文章は、「意見表明」でかとうきぎ桜子が述べた内容です。

市民ふくしフォーラムとして、2014年度一般会計、国民健康保険事業会計、介護保険会計および後期高齢者医療会計の決算の認定に反対し、意見を述べます。

2014年度決算は経常収支比率※1が86.1%で、目標としている70〜80%を上回っており、財政の硬直化の傾向にあるとの説明がありました。しかし、経常収支比率を上げる要因となる経常的な経費には区民に対する継続的な事業、特にソフトの面の事業にかかる費用が多く含まれています。また、全国的に見て、経常収支比率が80%以下の自治体は現状で多くはありません。そんな中でも、経常収支比率を80%以下にするという観点から財政の判断をするために、相談窓口の充実や当然保障されるべき人権にかかわる事業までも「ソフト」の視点から判断されることになってきているのではないかと考えます。単に経常収支比率が高いか否かで練馬区政を判断するのではなく、経常的な経費に含まれているソフトの面での区民への継続的な支援についての評価と検証の指標も設けて判断していくべきです。

以下、意見・要望を述べます。

- ・セクシユアルマイノリティーなど、区民の個別具体的な課題について相談を受けられる体制づくりをする
- ・相談を受ける職員が二次被害を及ぼすことがないよう、**人権に関する研修を充実**させる
- ・**ストレスチェック**※2を行う際には、ストレスチェックそのものが職員の負担にならないよう配慮し、また区としての職場環境の改善に生かす方法についても職員の理解を得ながら進めること。
- ・**男女共同参画センターの喫茶コーナー**が使われないままになっているが、早急に活用についての方針を示す
- ・**マイナンバー制度**は個人情報保護という観点で課題も大きいことから、区としてもコンビニ交付のあり方など改めて慎重に検証すること
- ・**郵便局での住民票等証明書の発行**は、当初の想定を大きく上回る利用がされており、現場への負担が懸念される。また、なりすましを防ぐために郵便局でできる業務が限定されているが、それが区民にとってわかりづらさのもとにもな

っている。このように郵便局委託には課題があることから、再度出張所での対応に戻すなど、郵便局委託の実施状況と今後について改めて検証すること

- ・**高野台運動場の安全性**については早急に利用者者が話し合う場を設け、区として安全対策について誠意をもって対応すること
- ・**区民・産業プラザ**は、産業振興の視点だけではなく、区民が地域活動をするための拠点として有効活用できるようにすること
- ・**災害時の福祉避難所**について、各施設でのマニュアル作りや当事者・地域住民が参画する訓練の体制の充実などを早急に図ること
- ・**自殺予防対策**は手をゆるめず進めること。若い人に対する自殺予防事業など、他の自治体の先駆的な事例を参考に工夫すること
- ・**生活保護**への対応においては、生活保護パッシングに屈することなく、当事者に寄り添った視点に立つて実施すること
- ・**生活困窮者自立支援法**にかかわる事業の実施は多機関で行われているが、連携をしながら当事者の視点に立ったサポート体制を作ることを区民に分かりやすく周知すること
- ・**鉄道駅バリアフリー**については大規模な工事を要するものだけでなく、案内表示の工夫といった点についても改善を進め、進捗状況を区民に分かりやすく周知すること
- ・**協働推進拠点事業**※3について、より活用が図られるよう、ホームページ等の広報の工夫をすること
- ・**若年層の自殺**が9月1日前後に多くなるという自殺対策白書の分析結果をふまえ、いじめの相談窓口を書いたクリアファイルの配布時期は夏休み前にするなど工夫すること。また、相談機関ではいじめ以外の相談も受けられることも子どもたちに伝えていくこと
- ・**インターネット上のいじめや犯罪の予防**については、引き続き啓発に取り組むこと。また、子どもたちが困ったことを持った時にインターネット上に居場所を求めることもあることから、インターネットの危険を伝えるだけでなく、困ったときの相談機関についてもあわせて周知を図ること
- ・**障害のある子が**納得できる進学先を選択できるように、区立小中学校における重複や重度の

障害などへの支援体制を充実させること

- ・**児童館の中高生の居場所づくり**事業は重要なところのみであることから、さらなる充実を図り、対象となる中高生に向けての情報発信もさらに進めること
- ・**青少年館**において積極的に青少年からの相談を受ける工夫をするなど、区の青少年施策の拠点としてさらなる活用を図ること
- ・**在宅で子育て**をしている**保護者**のレスパイト(休息)のため、体育館・図書館等での一時預かりなど、初めて子育て支援を利用する人に手の届きやすいサービスのあり方を検証すること
- ・**介護保険制度**は改定のために複雑でわかりづらくなっている。利用者・家族に分かりやすい情報発信に努めること
- ・**国民健康保険**は特に生活に困窮していると思われる世帯への支援のあり方について、区としても検証をすること

※1 経常収支比率  
毎年必ず入ってくる「経常一般財源(特別区税、都区財政調整交付金など)」「などのうち、毎年必ず出ていくお金(人件費や福祉にかかるといふお金)が占める割合

※2 ストレスチェック  
労働安全衛生法の改正により、50人以上の従事者のいる事業所は2015年12月からストレスチェックが義務化される。練馬区も区の職員に対して実施することになる。従業員がストレスの度合いをチェックするが、個々の情報は本人の承諾を得なければ事業所は知ることができない。集団としてのストレスの傾向の情報は得られるので、職場環境の改善は必要がある。ストレスチェックをすることやその個人情報を事業所に提出することを従事者に強要したり、その結果によって個人にレッテル貼りをするものがあってはならないので、明確なルールを作り従事者が納得する形で進める必要がある。

※3 協働推進拠点事業  
福祉のまちづくり推進条例に基づき区が行っている事業で、まちづくりセンターに委託している。ユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する相談を受けているほか、用品・図書の貸し出し、研修の実施、既存の建物のバリアフリー化の支援などをおこなっている。

決算特別委員会における2014年度決算の賛否

会派名	会派の人数	一般会計	国民健康保険事業会計	介護保険会計	後期高齢者医療会計
自民党	18	○	○	○	○
公明党	12	○	○	○	○
共産党	6	×	×	×	×
民主無所属	5	○	○	○	○
生活者ネット	3	×	×	×	×
市民の声	2	×	×	×	×
維新の党	1	○	○	○	○
無所属	1	○	○	○	○
オンブズマン	1	×	×	×	×
市民ふくしフォーラム	1	×	×	×	×

※・自民党会派18名のうち、議長は決算特別委員会においてオブザーバーであるため、自民党会派の決算特別委員会所属議員は17名である。

・公共駐車場会計は全会一致で可決